

議案第4号

扶桑土地改良区の役員選任について

扶桑土地改良区の役員の再選任に伴い別紙名簿のとおり選任する。

令和7年3月21日提出
扶桑土地改良区
理事長 天 野 晴 満

記

選任すべき役員の定数

理事1名

扶桑土地改良区役員推薦委員会議で推薦された者の名簿

役職	氏名	住所	地区名
理事	カネマツ 兼松 キ ミオ 喜美夫	扶桑町大字小淵字宮東ノ切9番地	小淵

議案第 5 号

扶桑土地改良区規約の一部改正について

扶桑土地改良区規約を別紙のとおり改正するものとする。

令和 7 年 3 月 2 1 日 提出
扶 桑 土 地 改 良 区
理 事 長 天 野 晴 満

扶桑土地改良区規約の一部を次のように改正する。

第20条に次の1項を加える。

3 理事会は、毎月末の現金及び預金残高と現金預金出納帳の残高の照合の結果について、会計主任からの報告を受けなければならない。

第22条第2項中「記名」を削る。

第59条第2号中「磁気ディスク、CD-ROM等」を「電磁的記録媒体をもって調整するファイル」に改める。

第63条第1項中「第57条の2第2項第3号」を「第57条の4第2項第3号」に改める。

附 則

この変更規約は、令和7年4月1日から施行する。

扶桑土地改良区規約変更新旧対照表

(下線部分は改正部分)

新	旧
(理事会の付議事項) 第20条 (略) (1)～(3) (略) 2 (略) <u>3 理事会は、毎月末の現金及び預金残高と現金預金出納帳の残高の照合の結果について、会計主任からの報告を受けなければならない。</u>	(理事会の付議事項) 第20条 (略) (1)～(3) (略) 2 (略) <u>3 (新設)</u>
(理事会の議事録) 第22条 (略) (1)～(6) (略) 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録記名人<u>2人以上が押印又は署名をしなければならない。</u>	(理事会の議事録) 第22条 (略) (1)～(6) (略) 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録記名人<u>2人以上が記名押印又は署名をしなければならない。</u>
(電磁的記録) 第59条 (略) (1) (略) (2) <u>電磁的記録媒体をもって調整するファイル</u> 2 (略)	(電磁的記録) 59条 (略) (1) (略) (2) <u>磁気ディスク、CD-ROM等</u> 2 (略)
(農地転用等に伴う処理) 第63条 この土地改良区の地区内農地等が転用される場合において、農地法施行規則第30条第6号又は第57条の4第2項第3号の規定による意見は、転用団地の面積が0.5ha未満にあつては理事長、0.5ha以上2.0ha未満にあつては理事会、2.0ha以上にあつては、総代会で決する。 2 (略)	(農地転用等に伴う処理) 第63条 この土地改良区の地区内農地等が転用される場合において、農地法施行規則第30条第6号又は第57条の2第2項第3号の規定による意見は、転用団地の面積が0.5ha未満にあつては理事長、0.5ha以上2.0ha未満にあつては理事会、2.0ha以上にあつては、総代会で決する。 2 (略)

議案第 6 号

扶桑土地改良区会計細則の一部改正について

扶桑土地改良区会計細則を別紙のとおり改正するものとする。

令和 7 年 3 月 2 1 日提出
扶 桑 土 地 改 良 区
理 事 長 天 野 晴 満

扶桑土地改良区会計細則の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「会計主任」を「会計主任等」に改める。

第2条に次の1項を加える。

4 事務局長は金融機関に対する届出印を保管する。

第4条中「預金通帳、」の次に「金融機関に対する届出印、」を加える。

第5条第1項中「第10条」を「第11条」に改める。

第6条中「提出した書類」を「提出した書面」、「申込書」を「申請書」に改める。

第8条の見出し中「様式予算執行等」を「様式及び予算執行等」に改める。

第14条第1項第1号中「発行区分毎」を「発行区分ごと」に改める。

第29条に次の2項を加える。

3 会計主任は、前項の規定により確認を受けた旨の書面を作成するとともに、会計担当理事と当該書面に署名しなければならない。

4 会計主任は、毎月末の現金及び預金残高と現金預金出納帳の残高の照合の結果について、前項の書面を添えて理事会で報告しなければならない。

第32条第4項中「当該年度末の収支計算（決算）書」を「当該年度末の収支決算書」に改める。

第46条中「規約第25条第5号」を「規約第42条」に改める。

第60条第1項中「48条」を「47条」に改める。

附 則

この細則は、令和7年4月1日から施行する。

扶桑土地改良区会計細則変更新旧対照表

(下線部分は改正部分)

新	旧
(会計主任等) 第2条 (略) 2・3 (略) 4 <u>事務局長は金融機関に対する届出印を保管する。</u>	(会計主任) 第2条 (略) 2・3 (略) 4 <u>(新設)</u>
(会計帳簿等の管理) 第4条 現金、預金通帳、<u>金融機関に対する届出印</u>、会計に関する帳簿、固定資産に関する帳簿及び物品に関する帳簿等を会計担当理事の承認なく外部に持ち出してはならない。	(会計帳簿等の管理) 第4条 現金、預金通帳、会計に関する帳簿、固定資産に関する帳簿及び物品に関する帳簿等を会計担当理事の承認なく外部に持ち出してはならない。
(帳簿等の保存及び処分) 第5条 会計に関する帳簿及び第<u>11</u>条に規定する必要書類並びに固定資産及び物品に関する帳簿（以下「帳簿等」という。）の保存期間は、その最終記入日の属する年度の翌年度から最低10年以上保存しなければならない。 2 (略)	(帳簿等の保存及び処分) 第5条 会計に関する帳簿及び第<u>10</u>条に規定する必要書類並びに固定資産及び物品に関する帳簿（以下「帳簿等」という。）の保存期間は、その最終記入日の属する年度の翌年度から最低10年以上保存しなければならない。 2 (略)
(借入書類の写しの保存) 第6条 区債及び借入金等のため金融機関等に提出した<u>書面</u>（申請書、同添付書類、借用証書及び念書等）は、全て写しを作成し、一括して保存しなければならない。	(借入書類の写しの保存) 第6条 区債及び借入金等のため金融機関等に提出した<u>書類</u>（<u>申込書</u>、同添付書類、借用証書及び念書等）は、全て写しを作成し、一括して保存しなければならない。
(財務諸表等科目、様式及び予算執行等) 第8条 (略) 2～4 (略)	(財務諸表等科目、様式予算執行等) 第8条 2～4 (略)

(賦課金等の手続) 第14条 (略) (1) 発行区分<u>ごと</u>に賦課通知書及び納入告知書の原符に集計表を付して編てつすること。 (2)・(3) (略) (残高の照合) 第29条 (略) 2 (略) 3 <u>会計主任は、前項の規定により確認を受けた旨の書面を作成するとともに、会計担当理事と当該書面に署名しなければならない。</u> 4 <u>会計主任は、毎月末の現金及び預金残高と現金預金出納帳の残高の照合の結果について、前項の書面を添えて理事会で報告しなければならない。</u> (証拠書類の整理方法) 第32条 (略) 2 (略) 3 (略) (1)～(4) (略) 4 第1項の集計表に記載する金額は、当該年度末の収支<u>決算書</u>に計上する款、項及び目及び節の金額に一致しなければならない。 第46条 規約第<u>42</u>条の規定による事業報告書には、次の事項を記載するものとする。 (1)～(4) (略)	(賦課金等の手続) 第14条 (略) (1) 発行区分<u>毎</u>に賦課通知書及び納入告知書の原符に集計表を付して編てつすること。 (2)・(3) (略) (残高の照合) 第29条 (略) 2 (略) 3 <u>(新設)</u> 4 <u>(新設)</u> (証拠書類の整理方法) 第32条 (略) 2 (略) 3 (略) (1)～(4) (略) 4 第1項の集計表に記載する金額は、当該年度末の収支<u>計算(決算)</u>書に計上する款、項及び目及び節の金額に一致しなければならない 第46条 規約第<u>25</u>条第<u>5</u>号の規定による事業報告書には、次の事項を記載するものとする。 (1)～(4) (略)
--	--

(財務状況の公表) 第60条 規約第<u>47</u>条の規定による財務状況の公表は、次に掲げる書類を事務所で組合員の閲覧に供する方法により行うものとする。 (1) ～(5) (略) 2～4 (略)	(財務状況の公表) 第60条 規約第<u>48</u>条の規定による財務状況の公表は、次に掲げる書類を事務所で組合員の閲覧に供する方法により行うものとする。 (1) ～(5) (略) 2～4 (略)
---	---

議案第 7 号

令和 7 年度事業計画の承認について

令和 7 年度事業計画を次のとおり定める。

令和 7 年 3 月 2 1 日提出
扶 桑 土 地 改 良 区
理 事 長 天 野 晴 満

記

1. 土地改良区の運営事務について
土地改良区の運営事務を適正に行う。
2. 扶桑畑地かんがい維持管理事業について
 - (1) 畑地かんがい施設の維持管理を適正に行う。
 - ・ 扶桑畑地かんがい揚水機場 1ヶ所
 - ・ 幹線管水路 1 9 km (鋳鉄管 φ 700 ～ 塩ビ管 φ 150 ・ 制水弁設備等)
 - ・ 末端管水路 5 6 km (塩ビ管 φ 150 ～ 75 ・ 制水弁設備等)
 - ・ 畑地かんがい給水栓 約 1 , 1 0 0 本
 - (2) 畑地かんがい用水の配水管理を適正に行う。
 - ・ 年間通して常時小型ポンプによる送水
 - ・ 夏季等水使用状況に応じて大型ポンプによる送水切替

議案第 8 号

令和 7 年度賦課金について

令和 7 年度賦課金を次のとおり定める。

令和 7 年 3 月 2 1 日提出
扶 桑 土 地 改 良 区
理 事 長 天 野 晴 満

記

1. 経常賦課金
徴収しない

2. 畑かん水利賦課金

(1) 市街化区域内農地	1 m ² 当り	1. 5 円
(2) 調整区域内農地	1 m ² 当り	2. 0 円
(3) ハウス栽培農地	1 m ² 当り	8. 0 円

3. 賦課期日 令和 7 年 4 月 1 日

4. 徴収時期 令和 7 年 9 月

5. 納付期限 令和 7 年 1 0 月 1 日

6. 徴収方法 納付通知書を郵送し、現金又は口座振替にて徴収する。

7. そ の 他 賦課金合計金額 1 0 0 円未満は賦課しないものとする。

議案第9号

令和7年度役員報酬について

令和7年度役員報酬を次のとおり定める。

令和7年3月21日提出
扶桑土地改良区
理事長 天野 晴 満

記

1. 役員報酬（理事長除く）	1回につき	3,000円
2. 理事長報酬	月 額	20,000円

議案第10号

令和7年度扶桑土地改良区一般会計収支予算の

議決について

令和7年度扶桑土地改良区一般会計収支予算を別紙のとおり定める。

令和7年3月21日提出
扶桑土地改良区
理事長 天野 晴 満

令和7年度扶桑土地改良区
一般会計収支予算書

収入総額 28,657,000円

支出総額 28,657,000円

差引残高 0円

令和7年度扶桑土地改良区 一般会計(歳入)予算書

(単位:千円)

収入の部

科 目			本年度 予算額	前年度 予算額	比較増減	附 記
款	項	目				
1	土地改良事業収入		3,519	3,592	△73	
	1	経常賦課金収入	3,017	3,049	△32	
		1 経常賦課金	-	-		H29年度より経常賦課金 不徴収
		2 畑かん水利賦課金	3,017	3,049	△32	市街化 1.5円×195,418㎡×99.4%=291,368円 調整 2.0円×1,342,745㎡×99.4%=2,669,377円 ハウス 8.0円×7,171㎡×99.4%=57,023円 合計 291千円+2,669千円+57千円=3,017千円
	2	転用決済金収入	501	542	△41	
		1 転用決済金収入	501	542	△41	水利賦課金分 30円×16,711㎡=501,330円
	3	負担金収入	1	1		
		1 負担金収入	1	1		
2	附帯事業収入		33	32	1	
	1	他目的使用料収入	9	9		
		1 犬山頭首工他目的使用料	9	9		犬山頭首工他目的使用料(各務原市)
	2	手数料収入	24	23	1	
		1 手数料	24	23	1	農転意見書発行手数料
3	基本財産運用収入		1	1		
	1	基本財産利息収入	1	1		
		1 基本財産利息収入	1	1		土地改良区事業積立金預金利息
4	補助金等収入		8,222	7,930	292	
	1	補助金収入	8,222	7,930	292	
		1 町補助金	7,000	7,000		畑かん維持管理補助金7,000千円
		2 県補助金	1,222	930	292	単独県費事業 電気料補助金 1222千円
5	雑収入		177	99	78	
	1	受取利息	1	1		
		1 預金利息	1	1		
	2	過年度収入	20	20		
		1 経常賦課金	10	10		
		2 畑かん水利賦課金	10	10		
	3	過怠金収入	20	20		
		1 督促手数料	10	10		賦課金督促手数料
		2 延滞金	10	10		
	4	小水力発電事業収入	135	57	78	
		1 小水力発電事業収入	135	57	78	
	5	雑入	1	1		
		1 雑入	1	1		
6	基本財産取崩収入		9,000	9,000		
	1	事業積立金取崩収入	9,000	9,000		
		1 事業積立金取崩収入	9,000	9,000		
7	繰越金		7,705	12,130	△4,425	
	1	前年度繰越金	7,705	12,130	△4,425	
		1 前年度繰越金	7,705	12,130	△4,425	前年度繰越金
合 計			28,657	32,784	△4,127	

令和7年度扶桑土地改良区 一般会計(歳出)予算書

(単位:千円)

支出の部

款	項	目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較増減	附 記
1	土地改良事業費支出		9,475	9,750	△275	
	1	維持管理費支出	9,475	9,750	△275	
		1 通信運搬費	36	36		緊急通報回線電話料
		2 消耗什器備品費	4	9	△5	修繕工具等
		3 修繕費	4,195	5,247	△1,052	ポンプ場・畑かん修繕等
		4 水道光熱費	3,009	3,259	△250	ポンプ場電気料・水道料等
		5 業務委託費	2,231	1,199	1,032	電気保安協会保守点検等、隔年のポンプ場調整池清掃業務、納付書発行システム導入費
2	一般管理費支出		4,842	4,370	472	
	1	運営事務費支出	4,772	4,293	479	
		1 役員報酬	489	489		理事長報酬 20,000円×12月=240千円、役員報酬 3,000円×83人=249千円
		2 臨時雇賃金	2,667	2,266	401	臨時職員1名分等
		3 福利厚生費	435	393	42	臨時職員健康診断料、労災保険料等
		4 交際費	20	20		お見舞い金等
		5 選挙費	1	1		
		6 総代会費	118	118		総代実費弁償費等
		7 その他会議費	10	10		
		8 旅費交通費	11	11		各種協議会・総会等理事長交通費
		9 通信運搬費	228	225	3	郵便料
		10 消耗什器備品費	15	254	△239	事務用品等
		11 印刷製本費	129	129		改良区だより・賦課金納付書・封筒等
		12 支払手数料	76	76		賦課金口座振替手数料・各種振込手数料等
		13 支払保険料	68	67	1	区用車保険料
		14 業務委託費	320	132	188	会計ソフトの保守料
		15 雑費	185	102	83	区用車車検・農業新聞等
	2	事務所費支出	70	77	△7	
		1 水道光熱費	70	77	△7	区用車ガソリン代
3	土地改良事業負担金支出		9,731	9,699	32	
	1	その他負担金支出	9,731	9,699	32	
		1 その他負担金支出	9,731	9,699	32	●県土連、同一宮支会負担金・本津用水協議会負担金・尾張西部排水対策推進協議会負担金・瀬尾用水協議会負担金・扶桑町役場使用負担金・土地改良区維持管理負担金 9,365千円 ◎瀬尾用水地域国営造成施設(犬山頭首工)直轄管理事業負担金・宮田排水路供用区間管理負担金 368千円(町補助金対象負担金)・小水力発電事業収入(R7年度より、R6年度は事業主が負担し扶桑土地改良区は負担なし)
4	基本財産積立支出		1	1		
	1	事業積立金支出	1	1		
		1 事業積立金支出	1	1		土地改良区事業積立金
5	予備費		3,000	5,000	△2,000	
	1	予備費	3,000	5,000	△2,000	
		1 予備費	3,000	5,000	△2,000	
6	次年度繰越金		1,608	3,964	△2,356	R6年度予算より新設項目
	1	次年度繰越金	1,608	3,964	△2,356	
		1 次年度繰越金	1,608	3,964	△2,356	
	合 計		28,657	32,784	△4,127	

附帯条項

予算支出にあたり款内各項目の金額は、必要に応じて流用することができるものとする。

議案第 11 号

令和 7 年度金銭預入先金融機関の議決について

令和 7 年度において扶桑土地改良区の金銭預入先金融機関を次のとおり定める。

令和 7 年 3 月 21 日提出
扶 桑 土 地 改 良 区
理 事 長 天 野 晴 満

記

1. 愛知北農業協同組合 扶桑支店
2. 三菱UFJ銀行 犬山支店
3. 株式会社ゆうちょ銀行 名古屋貯金事務センター